多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和5年6月12日

匝瑳市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成26年法律第78号)第8条第4項において準用する同法第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更を認定したので、同法第8条第4項において準用する同法第7条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号 事業	2号 事業	3号 事業	4号 事業	地域	重点区域との 重複の有無) (NE)//////) (NE III)
		0		匝瑳市中央地区、豊栄、匝瑳 地区、豊和地区及び栄地区	無	令和3年度 ~ 令和4年度	Three little birds合同会社